

平成 18 年 9 月 21 日

各 位

| | |
|---------|--|
| 会 社 名 | 株式会社 USEN |
| 代 表 者 名 | 代 表 取 締 役 社 長 宇 野 康 秀 (コード番号: 4842 ヘラクレス) |
| 問 合 せ 先 | 常 務 取 締 役 佐 藤 英 志 |
| 電 話 番 号 | (03 3509 7105) |

当社連結子会社の監理ポスト割当解除について

当社連結子会社の株式会社ギャガ・コミュニケーションズ(以下、GAGA)は、平成 18 年 7 月 14 日より、同日に発表いたしました過年度決算の一部訂正を受け、監理ポストに割当てられておりましたが、本日、大阪証券取引所からの発表の通り、平成 18 年 9 月 22 日付で監理ポスト割当てから解除されることになりましたので、下記の通りお知らせいたします。

訂正の詳細については、本日 GAGA が発表いたしましたリリースをご確認ください。

GAGA IR ニュース <http://www.gaga.ne.jp/news/ir/index.html>

記

GAGA は監査法人トーマツからの指摘を受け、過年度財務諸表の適正化を図る観点から、過年度売上高及び売上原価等について訂正すべく、平成 14 年 9 月期から平成 17 年 8 月期までの有価証券報告書及び平成 15 年 9 月期から平成 18 年 8 月期までの半期報告書にかかる訂正報告書並びに決算短信(連結・個別)及び中間決算短信(連結・個別)の一部訂正を行いました。

その内容が株券上場廃止基準に該当する可能性があるとして、GAGA 株式は大阪証券取引所(ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」)において平成 18 年 7 月 14 日の株式市場終了をもって、監理ポスト割当てとなっております。その後、大阪証券取引所は慎重に審査を重ね、その結果、GAGA 株式はニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第 17 条第 1 項第 10 号 a(上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合)に該当しないと判断されたため、平成 18 年 9 月 22 日に監理ポスト割当てから解除されることになりました。

当社及び当社グループ株主並びに各関係者の皆様には、大変なご心配とご迷惑をおかけいたしました。今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、平成 18 年 8 月 18 日に GAGA と締結いたしました株式交換契約につきましては、日程・条件等に変更はございません。

以 上